

7 個人の事業税

(1) 第1種事業に関する調

(単位：人、千円)

業種	課税人員			所得金額			事業主控除額	差引課税所得金額
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計		
物品販売業	1,063	76	1,139	6,285,969	299,763	6,585,732	3,216,119	3,369,613
保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
金銭貸付業	x	x	x	x	x	x	x	2,453
物品貸付業	x	x	39	x	x	214,311	x	107,494
不動産貸付業	5,488	77	5,565	44,880,788	352,659	45,233,447	15,776,346	29,457,101
製造業	174	10	184	995,735	38,788	1,034,523	526,595	507,928
電気供給業	55	-	55	238,225	-	238,225	157,084	81,141
土石採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
電気通信事業	x	x	x	x	x	x	x	3,242
運送業	365	24	389	1,480,759	90,931	1,571,690	1,064,554	507,136
運送取扱業	x	x	x	x	x	x	x	7,702
船舶定係場業	-	-	-	-	-	-	-	-
倉庫業	x	x	7	x	x	31,506	x	11,206
駐車場業	87	-	87	429,664	-	429,664	249,884	179,780
請負業	5,826	552	6,378	30,965,572	2,203,316	33,168,888	18,075,563	15,093,325
印刷業	x	x	6	x	x	26,804	x	9,404
出版業	x	x	5	x	x	25,489	x	10,989
写真業	42	8	50	204,783	28,660	233,443	144,034	89,409
席貸業	x	x	x	x	x	x	x	7,331
旅館業	x	x	26	x	x	145,275	x	72,291
料理店業	x	x	85	x	x	456,621	x	226,068
飲食店業	537	44	581	2,765,079	156,835	2,921,914	1,633,923	1,287,991
周旋業	x	x	68	x	x	422,337	x	232,626
代理業	147	6	153	892,319	18,983	911,302	430,170	481,132
仲立業	21	-	21	179,532	-	179,532	58,725	120,807
問屋業	22	3	25	109,119	7,669	116,788	67,426	49,362
両替業	-	-	-	-	-	-	-	-
公衆浴場業	x	x	x	x	x	x	x	911
演劇興行業	-	-	-	-	-	-	-	-
遊技場業	3	-	3	25,371	-	25,371	8,700	16,671
遊覧所業	-	-	-	-	-	-	-	-
商品取引業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産売買業	x	x	x	x	x	x	x	7,176
広告業	x	x	51	x	x	265,684	x	121,408
興信所業	x	x	11	x	x	68,986	x	38,777
案内業	5	-	5	110,080	-	110,080	14,259	95,821
冠婚葬祭業	7	-	7	35,846	-	35,846	20,300	15,546
合計	14,136	814	14,950	91,255,815	3,254,975	94,510,790	42,298,949	52,211,841

(2) 第2種事業に関する調

(単位：人、千円)

業種	課税人員			所得金額			事業主控除額	差引課税所得金額
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計		
畜産業	x	x	3	x	x	x	x	x
水産業	x	x	45	x	x	x	x	x
薪炭製造業	x	x	x	x	x	x	x	x
合計	48	-	48	953,295	-	953,295	135,092	818,203

(3) 第3種事業に関する調

(単位：人、千円)

業種	課税人員			所得金額			事業主控除額	差引課税所得金額
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計		
医業	x	x	235	x	x	2,267,997	x	1,600,271
歯科医業	x	x	135	x	x	955,865	x	568,956
薬剤師業	x	x	x	x	x	x	x	2,008
あん摩等の事業	x	x	121	x	x	542,850	x	199,440
獣医業	x	x	57	x	x	546,018	x	383,616
装蹄師業	x	x	x	x	x	x	x	568
弁護士業	270	6	276	3,355,966	23,889	3,379,855	793,875	2,585,980
司法書士業	127	6	133	1,065,636	29,443	1,095,079	384,250	710,829
行政書士業	48	-	48	272,566	-	272,566	138,234	134,332
公証人業	10	-	10	130,030	-	130,030	26,100	103,930
弁理士業	x	x	6	x	x	42,670	x	25,270
税理士業	x	x	347	x	x	3,203,211	x	2,216,722
公認会計士業	55	-	55	497,729	-	497,729	156,600	341,129
計理士業	-	-	-	-	-	-	-	-
社会保険労務士業	97	5	102	636,387	19,768	656,155	294,834	361,321
コンサルタント業	290	5	295	1,590,490	15,309	1,605,799	814,668	791,131
設計監督者業	236	15	251	1,396,876	59,706	1,456,582	712,921	743,661
不動産鑑定業	15	-	15	167,771	-	167,771	41,809	125,962
デザイン業	170	7	177	827,634	32,229	859,863	502,669	357,194
諸芸師匠業	156	11	167	690,588	47,998	738,586	476,811	261,775
理容業	139	26	165	619,382	103,149	722,531	475,842	246,689
美容業	480	72	552	2,180,284	296,314	2,476,598	1,549,578	927,020
クリーニング業	x	x	11	x	x	50,152	x	18,976
公衆浴場業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科衛生士業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科技工士業	51	6	57	250,388	24,842	275,230	165,300	109,930
測量士業	x	x	34	x	x	185,983	x	90,524
土地家屋調査士業	87	4	91	758,859	17,455	776,314	262,209	514,105
海事代理士業	3	-	3	23,103	-	23,103	8,700	14,403
印刷製版業	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3,172	173	3,345	22,224,164	712,749	22,936,913	9,501,171	13,435,742

(注) (1) (2) (3) 共通

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち令和5年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に記載した。
- 「所得金額」は、社会保険診療等に係る課税除外分を控除した金額を記載した。
- 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

(4) 分割個人の所得金額に関する調

(単位：人、千円)

区分	本県本店分				他県本店分	
	課税人員	課税標準額			課税人員	分割を受けた課税標準額
		当該県分	他の県分	計		
第1種事業	-	-	-	-	x	13,930
第2種事業	-	-	-	-	x	1,442,693
第3種事業	-	-	-	-	x	71,681
計	-	-	-	-	11	1,528,304

- (注) 1 この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち令和5年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 2 課税標準額は、事業主控除後の所得金額である。

(5) 事業専従者に関する調

(単位：人、千円)

区 分	青 色 申 告				白 色 申 告				計			
	納税者数 ①	左のうち専従者控除を受けた納税者数 ②	専従者数 ③	給与額 ④	納税者数 ⑤	左のうち専従者控除を受けた納税者数 ⑥	専従者数 ⑦	控除額 ⑧	納税者数 (①+⑤)	左のうち専従者控除を受けた納税者数 (②+⑥)	専従者数 (③+⑦)	給与(控除)額 (④+⑧)
第1種事業	11,549	3,558	4,014	7,831,232	3,401	416	449	340,118	14,950	3,974	4,463	8,171,350
第2種事業	44	31	38	195,642	4	-	-	-	48	31	38	195,642
第3種事業(あん摩業等以外)	2,962	1,037	1,116	2,722,008	261	32	33	28,020	3,223	1,069	1,149	2,750,028
第3種事業(あん摩業等)	118	37	37	62,410	4	0	0	0	122	37	37	62,410
計	14,673	4,663	5,205	10,811,292	3,670	448	482	368,138	18,343	5,111	5,687	11,179,430

(注)

- この調は、当年度において課税したもの(減免により税額がなくなったものを除く。)のうち令和5年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 1人で2以上の業種を兼業するものについては、主たる業種欄に記載した。
- 第3種事業中「あん摩業等」とは、あん摩・マッサージ又ははり・きゅう業等、税率3%の適用を受ける業種をいう。
- 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

(6) 減免に関する調

(単位：人、千円)

区 分	人 員	所得金額	減免額
第1種事業	天災による者	-	-
	公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-
第2種事業	天災による者	-	-
	公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-
第3種事業	天災による者	-	-
	公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-
計	天災による者	-	-
	公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-

- (注) 1 この調は、当年度において減免したものについて作成した。ただし、「30工場誘致条例等による減免額に対する調」において、「低工法等に基づく基準財政収入額の控除の対象となる減免額」欄に記載されたものは除いてある。
- 2 「天災による者」及び「公私の扶助を受ける者」は、法第72条の62の規定に基づく減免について記載した。
- 3 「その他」は上記3以外のものを記載した。
- 4 「所得金額」は、減免を受けた者に係る事業主控除前の所得金額を記載した。したがって、たとえば所得金額290万円の者が軽減又は免除を受けた場合でも所得金額は290万円として記載した。
- 5 そのほか、(1)(2)(3)表の(注)に準じて記載した。

(7) 所得階層別に関する調

区 分		300万円以下		300万円超		310万円超		320万円超		330万円超		340万円超		
		310万円以下		320万円以下		330万円以下		340万円以下		350万円以下				
		人員	所得金額											
第1種事業	所得税課税者	999	2,645,039	503	1,550,129	446	1,410,976	425	1,391,436	405	1,362,885	376	1,315,445	
	所得税失格者	69	178,076	57	173,743	47	147,901	41	133,277	55	184,322	39	134,850	
	計	1,068	2,823,115	560	1,723,872	493	1,558,877	466	1,524,713	460	1,547,207	415	1,450,295	
第2種事業	所得税課税者	1	1,139	-	-	-	-	-	-	2	6,727	-	-	
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	1	1,139	-	-	-	-	-	-	2	6,727	-	-	
第3種事業	あん摩業等以外	所得税課税者	215	584,719	101	309,344	111	350,740	103	336,306	85	284,978	82	285,338
		所得税失格者	10	27,901	6	18,335	8	25,271	11	35,714	11	37,079	6	20,605
		計	225	612,620	107	327,679	119	376,011	114	372,020	96	322,057	88	305,943
	あん摩業等	所得税課税者	10	23,037	10	30,296	4	12,565	6	19,667	2	6,747	6	20,703
		所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3,345	-	-
小計	235	635,657	117	357,975	123	388,576	120	391,687	99	332,149	94	326,646		
合計	所得税課税者	1,225	3,253,934	614	1,889,769	561	1,774,281	534	1,747,409	494	1,661,337	464	1,621,486	
	所得税失格者	79	205,977	63	192,078	55	173,172	52	168,991	67	224,746	45	155,455	
	計	1,304	3,459,911	677	2,081,847	616	1,947,453	586	1,916,400	561	1,886,083	509	1,776,941	

区 分		350万円超		360万円超		370万円超		380万円超		390万円超		400万円超		
		360万円以下		370万円以下		380万円以下		390万円以下		400万円以下		500万円以下		
		人員	所得金額	人員	所得金額									
第1種事業	所得税課税者	388	1,383,844	356	1,311,673	374	1,411,165	343	1,330,639	316	1,257,335	2,617	11,749,004	
	所得税失格者	43	152,887	43	157,138	25	93,688	32	123,524	27	106,652	227	1,019,180	
	計	431	1,536,731	399	1,468,811	399	1,504,853	375	1,454,163	343	1,363,987	2,844	12,768,184	
第2種事業	所得税課税者	1	3,518	-	-	1	3,792	-	-	-	-	2	9,586	
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	1	3,518	-	-	1	3,792	-	-	-	-	2	9,586	
第3種事業	あん摩業等以外	所得税課税者	83	297,307	56	205,581	73	273,867	51	196,221	69	272,891	489	2,191,658
		所得税失格者	11	39,071	12	43,937	12	45,112	6	23,145	3	11,772	39	172,097
		計	94	336,378	68	249,518	85	318,979	57	219,366	72	284,663	528	2,363,755
	あん摩業等	所得税課税者	5	17,589	8	29,240	3	11,302	7	27,053	3	11,886	24	108,405
		所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	99	353,967	76	278,758	88	330,281	64	246,419	75	296,549	552	2,472,160		
合計	所得税課税者	477	1,702,258	420	1,546,494	451	1,700,126	401	1,553,913	388	1,542,112	3,132	14,058,653	
	所得税失格者	54	191,958	55	201,075	37	138,800	38	146,669	30	118,424	266	1,191,277	
	計	531	1,894,216	475	1,747,569	488	1,838,926	439	1,700,582	418	1,660,536	3,398	15,249,930	

区 分		500万円超		600万円超		700万円超		1,000万円超		合計		
		600万円以下		700万円以下		1,000万円以下						
		人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人 員	所得金額	
第1種事業	所得税課税者	1,808	9,951,860	1,206	7,825,950	1,851	15,276,993	1,723	30,081,442	14,136	91,255,815	
	所得税失格者	83	446,085	17	108,948	6	51,082	3	43,622	814	3,254,975	
	計	1,891	10,397,945	1,223	7,934,898	1,857	15,328,075	1,726	30,125,064	14,950	94,510,790	
第2種事業	所得税課税者	3	16,522	3	20,087	6	58,307	29	833,617	48	953,295	
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	3	16,522	3	20,087	6	58,307	29	833,617	48	953,295	
第3種事業	あん摩業等以外	所得税課税者	360	1,986,975	242	1,594,630	405	3,340,195	526	9,170,441	3,051	21,681,191
		所得税失格者	30	162,105	5	31,741	2	15,519	-	-	172	709,404
		計	390	2,149,080	247	1,626,371	407	3,355,714	526	9,170,441	3,223	22,390,595
	あん摩業等	所得税課税者	19	104,984	1	6,761	10	80,028	3	32,710	121	542,973
		所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3,345
小計	409	2,254,064	248	1,633,132	417	3,435,742	529	9,203,151	3,345	22,936,913		
合計	所得税課税者	2,190	12,060,341	1,452	9,447,428	2,272	18,755,523	2,281	40,118,210	17,356	114,433,274	
	所得税失格者	113	608,190	22	140,689	8	66,601	3	43,622	987	3,967,724	
	計	2,303	12,668,531	1,474	9,588,117	2,280	18,822,124	2,284	40,161,832	18,343	118,400,998	

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち令和5年中の所得分について作成した。
- 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に記載した。
- 所得階層区分の所得金額とは、事業主控除前の年所得金額をいうが、中途開業業者についてはその所得を年所得に換算した額の所得区分欄に人員及び実額を記載した。したがって、たとえば、営業期間2か月で所得51万円の者は「300万円超310万円以下」の欄に510千円として記載した。
- 第3種事業中「あん摩業等」とは、あん摩・マッサージ又ははり・きゅう業等、税率3%の適用を受ける業種をいう。
- 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

○ 事務所別内訳

(単位：人、千円)

区 分		大 河 原		仙 台 南		仙 台 中 央		仙 台 北		
		人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	
第 1 種事業	所得税課税者	832	4,538,677	2,537	16,637,861	2,509	18,092,778	4,113	27,965,092	
	所得税失格者	38	142,907	155	630,879	92	363,302	242	973,155	
第 2 種事業	所得税課税者	1	3,792	2	1,448,493	2	26,205	-	-	
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 種事業	あん摩業等以外	所得税課税者	130	879,892	495	3,274,269	636	5,211,184	1,161	8,248,393
		所得税失格者	6	21,201	27	113,233	37	157,076	58	239,674
	あん摩業等	所得税課税者	7	33,632	20	92,658	15	61,995	53	256,496
		所得税失格者	-	-	-	-	-	-	1	3,345
計	所得税課税者	970	5,455,993	3,054	21,453,281	3,162	23,392,162	5,327	36,469,981	
	所得税失格者	44	164,108	182	744,112	129	520,378	301	1,216,174	
	計	1,014	5,620,101	3,236	22,197,393	3,291	23,912,540	5,628	37,686,155	

区 分		塩 釜		北 部		栗 原		東 部		
		人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	
第 1 種事業	所得税課税者	1,230	7,457,527	1,038	5,912,086	252	1,360,269	991	5,702,503	
	所得税失格者	94	382,787	53	203,585	21	75,407	77	311,143	
第 2 種事業	所得税課税者	5	99,846	-	-	1	8,648	34	720,261	
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 種事業	あん摩業等以外	所得税課税者	165	949,727	171	1,098,828	46	317,903	143	1,027,920
		所得税失格者	9	38,698	7	27,089	1	3,777	14	54,277
	あん摩業等	所得税課税者	12	48,204	7	25,171	1	5,536	-	-
		所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-
計	所得税課税者	1,412	8,555,304	1,216	7,036,085	300	1,692,356	1,168	7,450,684	
	所得税失格者	103	421,485	60	230,674	22	79,184	91	365,420	
	計	1,515	8,976,789	1,276	7,266,759	322	1,771,540	1,259	7,816,104	

区 分		登 米		気 仙 沼		県 計		
		人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	
第 1 種事業	所得税課税者	374	2,019,788	264	1,594,764	14,140	91,281,345	
	所得税失格者	19	74,579	23	97,231	814	3,254,975	
第 2 種事業	所得税課税者	-	-	5	96,494	50	2,403,739	
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	
第 3 種事業	あん摩業等以外	所得税課税者	50	296,829	59	462,427	3,056	21,767,372
		所得税失格者	8	33,765	5	20,614	172	709,404
	あん摩業等	所得税課税者	3	8,905	3	10,376	121	542,973
		所得税失格者	-	-	-	-	1	3,345
計	所得税課税者	427	2,325,522	331	2,164,061	17,367	115,995,429	
	所得税失格者	27	108,344	28	117,845	987	3,967,724	
	計	454	2,433,866	359	2,281,906	18,354	119,963,153	